

高浜市町内会活動 保険制度のご案内

《自治会活動保険》

(賠償責任保険普通保険約款＋自治会活動特別約款)

人と想いが
つながつながるしあわせなまち
大家族 たかはま



この保険制度は、町内会の会員の方々の

町内会活動中に起こりかねない

万が一の事故に備えたものです。

令和7年10月1日更新

保険金が支払われない主な例はどんなときですか？

【賠償責任補償条項】

<自動車の使用に起因する事故>

町内会の旅行中に自動車で移動中、歩行者にケガをさせた。

<同居の親族に対する賠償責任>

町内会のテニス大会で、同居の父にケガをさせた。

【傷害補償条項】

<危険な運動>

町内会旅行で山岳登山中にケガをした。

<医学的他覚所見のないむち打ち症>

町内会行事中の事故でむち打ち症となった。

事故の際、支払われる保険金と自己負担額はいくらですか？

詳細は以下の表のとおりとなります。

<賠償責任補償条項の場合>

	支払い限度額	自己負担額
賠償責任(身体・財物共通／1事故につき)	1億円	1,000円

<傷害補償条項の場合>(1被保険者につき)

	保険金額
死亡保険金	300万円
後遺障害保険金	9～300万円
入院保険金(日額)	2,000円
通院保険金(日額)	1,000円

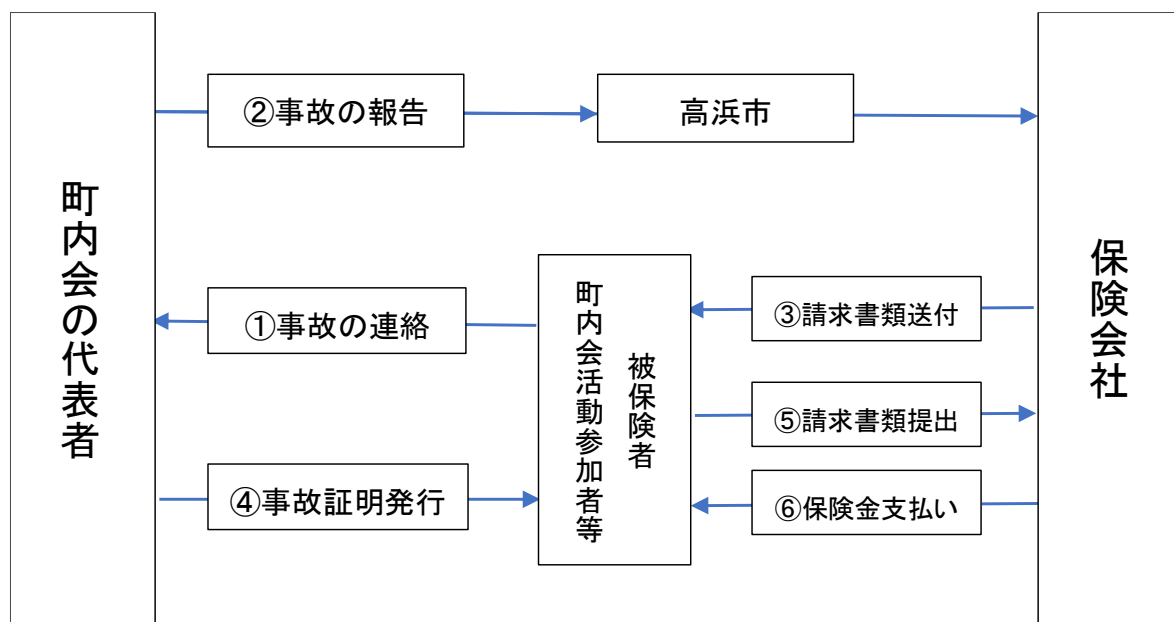
※入院は事故発生の日からその日を含めて180日を経過した時、通院は事故の発生の日からその日を含めて180日経過した時、または通院保険金の支払われる日数が90日に達した時のいずれか早い時が、限度となります。

補償を受けられる期間はいつまでですか？

令和7年10月1日から1年間です。

もし事故が起きたときはどうしたら良いですか？

<事故処理の流れ>



【注意点】

- ・町内会の代表者は事故の内容を報告してください。(別紙報告書をご利用ください。)
- ・賠償責任補償条項は町内会の代表者より請求していただきます。
- ・事故が発生した場合には直ちに高浜市役所企画部総合政策グループまで事故報告してください。
- ・事故日より30日以内にご報告がないと、保険金のお支払いが遅れたり、保険金の一部がお支払いできなくなることがありますので、十分にご注意ください。
- ・この保険の詳細については下記取扱代理店にご照会ください。

事故の際の連絡先

高浜市役所 企画部 総合政策グループ ☎0566-95-9501 内線 339

《保険仲立人》 東海保険ブローカー株式会社 ☎052-587-2500 担当 藤田(フジタ)
〒450-0002 名古屋市中村区名駅四丁目3番10号

引受保険会社

ニューインディア保険会社 日本支社
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1(エステック情報ビル)
☎03-5326-7396(大代表)

保険金が支払われる場合と支払われない主な場合はどんな時ですか？

	保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	施設の欠陥や町内会活動等に起因して町内会・役員・住民が、他人にケガをさせたり、他人の物品を損壊し、法律上の賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。 ○具体的にお支払いの対象となる事故の一例 ・お祭りの神輿で商店街のガラスを損壊した ・野球大会中のファウルボールで通行人がケガをした 【お支払いする保険金】 ① 損害賠償金：治療費、入院費等の身体に関する賠償金、修理費用等の財物に関する賠償金 ② 損害発生拡大防止費用：事故再現実験費用、現場保存費用等の原因究明費用、損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の労働力費用、事故対応費用、事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出したその他の必要または有益な費用 ③ 権利の保全行使手続費用：権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用 ④ 応急手当等の緊急措置費用：応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用 ⑤ 争訟費用：訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用 ⑥ 保険会社への協力費用：保険会社の求めに応じ、協力するために要した費用	① 保険契約者、被保険者の故意 ② 戦争、暴動および地震、噴火、津波等 ③ 施設の修理、改造等の工事に起因する損害賠償責任。ただし町内会活動等に使用するテント、やぐら等の仮設に対する修理・改造等の工事に起因するものは除きます。 ④ 航空機、昇降機、自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑤ 施設外にある船舶、車両（自転車等、原動力がもっぱら人力によるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑥ 被保険者の同居親族に対する損害賠償責任 ⑦ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任 など
傷害	町内会の役員をはじめ住民の方々が、町内会活動に参加中に急激・偶然・外来の事故によりケガをしたり、死亡した場合に保険金をお支払いします。（町内会活動参加のため、通常の経路の往復中を含みます。） ○具体的にお支払いの対象となる事故の一例 ・カラオケ大会に参加した住民がケガをして通院した。 【お支払いする保険金】 ① 死亡保険金：ケガの日からその日を含めて 180 日以内にそのケガがもとで死亡された場合 ② 後遺障害保険金：事故のケガの日からその日を含めて 180 日以内にそのケガがもとで身体に後遺障害が生じた場合 ③ 入院保険金：事故によるケガで入院された場合（事故の日からその日を含めて 180 日以内の入院に限ります。） ④ 通院保険金：事故によるケガで通院された場合（事故の日からその日を含めて 180 日以内の通院に対し 90 日を限度とします。）	① 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失 ② 戦争、暴動および地震、噴火、津波等 ③ 保険金を受け取る者の故意または重大な過失 ④ 自殺、犯罪行為 ⑤ 無免許運転、酒酔運転中の事故 ⑥ 脳疾患、疾病、心神喪失 ⑦ 妊娠、出産、早産、流産 ⑧ 外科的手術などの医療処置 ⑨ むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないもの ⑩ 山岳登山、航空機操縦、スカイダイビングなどの危険な運動中の事故 ⑪ 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒